

# うと 福祉だより

○この広報誌にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行  
熊本県宇土市浦田町44番地  
宇土市福祉センター内  
社会福祉法人宇土市社会福祉協議会  
☎0964-23-3756  
E-mail/utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp  
URL/http://www.utoshakyou.jp/  
印刷 社会福祉法人 熊本県コロニー協会  
コロニー印刷



## 地域に根づいた偉大な力!

### 「市民のつどい」にボランティア延べ63名

12月6日に、市民会館を中心に第37回歳末助けあい「市民のつどい」が開催されました。これは市民の皆さんのたくさんの善意とご協力で市内に住んでいらっしゃる要援護世帯の方々等への助けあい運動の一つとして実施することを目的とし、開催したものです。(県共同募金会宇土市支会と市社会福祉協議会共催)

午前中は、チャリティーバザーが行われ二四五九点の商品が提供され四六八〇〇円の益金がありました。

一方、午後からは市民会館大ホールで、社会福祉功労者の表彰や芸能大会が開かれ、二十八の団体及び個人芸が披露されました。また出演者自身で大切な浄財を募金されるなどボランティア精神あふれた大会となりました。

上記の写真は、市民のつどい(バザーの様子や芸能大会の様子)

# 歳末助けあい 市民のつどいで報告

## 商品収集にボランティア

今回も商品収集には、婦人会・嘱託会・民生委員・老人会の方々や多くのボランティアの皆さんで行われました。また、婦人会の皆さんを主体としたボランティアの皆さんのご協力で商品値付け作業を行いました。

商品収集・商品値付にあられた各団体の皆さん及び商品を提供下さった市民の皆さんには、心よりお礼申し上げます。



賑わうバザー会場

## 芸能大会記名寄付者

汐崎彩バレエスクール／谷口健治／宇土健康ダンス／リバーストーン宇土&君の会／渡辺克己／宇土市PTA OB会／宇土スポーツクラブ手話ダンス／宇土ライオンズクラブ／宇土地域婦人会連絡協議会／金もくせいのお会／ワレア・フラスタジオ／宇土市児童合唱団／網津あじさい健康ダンス／土曜健康ダンス教室／本田美智子／宇土おじやめ愛好会／バレエスタジオラ・フルール／翔踊会／ホヌ・フラスタジオ中田／オラ

## ボランティア協力人数

12月2日 商品値付作業	33名
12月5日 前日準備作業	20名
12月6日(当日)	10名
<b>合計延べ</b>	<b>63名</b>

## 募金の総額

バザー売上	466,800円
玄関募金鍋	151,964円
舞台募金箱	206,390円
広告料	210,000円
<b>計</b>	<b>1,032,154円</b>

## 益金は在宅福祉に配分

市民のつどいで集まったお金は、期間中に寄せられた歳末助けあい募金と合わせて市内在住の要援護世帯(八十二世帯)や地区社会福祉協議会へ配分しました。要援護世帯への見舞金は、市民の皆さんにかわって民生委員が直接配分し、見舞金を受けられた皆さんからは、たいへん感謝されました。

ビューティフルフラム／花園ふれあいダンス／藤末卓月と宇土ブラザーズ／花園公民館／ソシアル&カラオケ紫陽花／網舞会／本田美千代／美翔の会／NPO法人うとスポーツクラブ／網田レクダンス／橋本絵鯉子(敬称略順不同)この他にも匿名のご寄付が寄せられております。ありがとうございました。

# 4人が大人の仲間入り 銀河カレッジで成人式

去る1月11日に銀河カレッジ(築籠町)利用者4名の方の成人式が開催されました。

施設長の梅田伊津子さんが「生まれてきたこと、大事に育ててくれたことに感謝してほしい。」

この銀河カレッジもみなさんと同じ4月で二十を迎えます。また1

からもお祝いの言葉や花束が贈られ、和やかな式典となりました。

新成人の4人からそれぞれお礼の言葉や豊富などを述べ、最後にいきものがかりの♪ありがとう♪を全員で合唱し、第二部の昼食会へ移行しました。



みんなで仲良く記念撮影

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内

## 生活福祉資金とは

この貸付制度は、低所得者・障がい者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

## ◆資金の種類

●総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）

失業者等日常生活全般に困難を抱えており生活立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次の①～⑤の条件にも該当する世帯に対して貸付ける資金

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していること

または、住宅手当特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込めること

④実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意し、自立した生活と償還を見込めること

⑤失業等給付、生活保護、就職安定融資、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

●教育支援資金（教育支援費・就学支援費）

高校・短大・大学等の就学に際して必要な経費としての貸付資金

●福祉資金（福祉費）

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対して、日常生活を送るうえで、または自立生活を資するために一時的に必要であると見込まれ、必要な経費としての貸付資金

①生業費・技能習得費は、事業

業を始めたり、事業のためにおしをするための商品・材料の仕入れ費、営業車、漁船の購入や店舗の改築などに必要な経費

また、就職するための支度費、仕事に必要な技能を身につけるための費用

②住宅の増改築、補修等や公営住宅の譲り受けに必要な経費

③福祉用具等購入に必要な経費

④障害者用自動車の購入資金

⑤負傷・疾病の経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費

⑥介護サービス等受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

⑦災害を受けたことにより臨時に必要な経費

⑧冠婚葬祭に必要な経費

⑨住居の移転等給排水設備等の設置に必要な経費

⑩その他

（緊急小口資金）

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が、困難となった場合の費用（限度額10万円）

①医療費または、介護費の支払等臨時の生活費が必要なき

②給与等の盗難または、紛失によって生活費が必要なき

③災害等の被災によって、生

活費が必要なき

④その他これら同等のやむを得ない事由によるとき

●不動産担保型生活資金  
一定の住居不動産を所有し将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付けける資金

●臨時特例つなぎ資金  
住居のない離職者で離職者を支援する公的給付または公的制度の申請を受理されている人に対して当面の生活費を貸付けける資金

## ◆貸付対象

●低所得世帯  
世帯収入が一定基準内の世帯

●障がい者世帯  
身体障がい者手帳・療育手帳

●精神障がい者保健福祉手帳  
交付を受けている人の属する世帯

●高齢者世帯  
65歳以上の高齢者の属する世帯

●宇土市内に居住（または予定）している人

●貸付の対象とならない人

●他法・他制度（日本学生支援機構・母子寡婦福祉資金・その他公的資金の借入等）の利用ができる人の属

●する世帯  
すでに生活福祉資金を借入れて滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人

●貸付利率  
無利子／年3%

●延滞利率  
償還最終期限を過ぎた場合は残元金に対して年10.75%の延滞利率が、加算されます。

●償還期間  
貸付金額により異なります。

●貸付の決定と返済方法  
お申込になった資金は、熊本県社会福祉協議会で審査され決定します。決定された資金は、宇土市社会福祉協議会を通じ、借入書を提出された数日後に交付されます。償還期日が近づくと「払込用紙」が届きます。返済計画に従ってお近くの金融機関等で払い込んでいただきます。なお、審査結果によっては、資金の貸付ができない場合があります。

●添付書類  
資金の種類により添付書類が異なります。

●相談窓口  
宇土市社会福祉協議会  
☎3756

# 生活困窮者自立相談支援事業

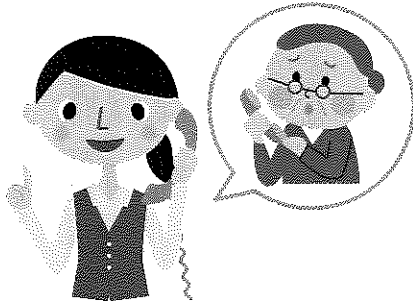
## ——うと自立相談センター——

経済的な問題やお仕事のこと、生活上の困りごとなどについてご相談をお受けし、地域で安心した生活が送れるようご本人に必要な支援を行います。

この事業は、生活困窮者自立相談支援事業として、宇土市から宇土市社会福祉協議会が委託を受け実施しています。

〈対象になる方と  
その支援のかたち〉

宇土市在住の方で、現在いるいるな事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に脱出できる



よう、それぞれの状態に応じた包括的で継続的な相談支援を行います。

### 〈自立相談支援の流れ〉

相談者の声を聞きながら相談者と相談支援員が一緒になって自立のために取り組んでいきます。

- ①一人で悩まずに困っていることを何でも話してください。
- ・来所または電話でご相談ください。（来所が難しい場合はまず電話でご連絡ください。）
- ・窓口に来られない場合は、相談員が訪問することもできます。
- ②相談内容から、適切な対応を判断します。
- ・相談内容によっては、自立相談支援で対応するか、他の適切な対応機関へつなぐかを判断します。
- ・他の支援につながる場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います。
- ③必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します。

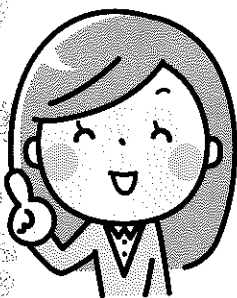
- ・相談者本人だけではなく世帯やそれぞれを取り巻く状況問題の背景などについて、相談者本人と相談支援員が協働で理解を深めます。
- ・相談者の抱えている様々な課題を包括的に把握して、分析・評価し解決のための支援を探ります。
- ④相談者と一緒に自立への計画を立てます。
- ・相談者の意思を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン案を考えます。
- ・プラン案の作成は相談支援員だけではなく、相談者本人と一緒に作成します。
- ・相談者本人と相談支援員が協働で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うか決定します。
- ⑤自立への目標に一緒に取り組みます。
- ・決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます。
- ・相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域の様々な関連機関が連携して支援を提供します。目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて、調整を行います。

## 生活困窮者自立相談支援事業

# うと自立相談センター

相談は無料です。  
お気軽にご相談ください。

SOS



電話 (0964)23-3756

ファックス (0964)22-4971

相談受付：宇土市社会福祉協議会

開設時間：月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始休み）

# 友愛訪問事業

## あなたの安全を 見守ります！

社会福祉協議会では、友愛訪問事業を行っており一人暮らしの高齢者の方々に喜ばれております。

この事業は、宇土市内居住の高齢者の方々が毎日、健康に暮らしておられるか、また病気やケガなどで不自由な思いをしておられないか、ということを確認するための事業です。

回数は週1回、乳酸菌飲料クロレラ2本をボランティア・民生委員の手で配付し同時に一声かけたり世間話をしたりも致します。

70歳以上の一人暮らしの高齢者の方は、お気軽に申し込み下さい。

希望される場合は、地域の民生委員か社会福祉協議会まで！

料金は、無料です。  
なお、老人センター等の福祉施設へ週に1回以上行かれていた方は、事業の目的上、ご遠慮いただいております。

# お気軽にご利用ください さまざまなかた窓

## 宇土市消費生活センター(無料)

悪質な訪問販売、架空請求や多重債務に関する悩み等、お気軽にご相談下さい。消費生活相談員が無料で相談に応じます。

こちらの相談窓口で対応できない相談は、より専門的な相談機関を紹介します。

**日時** 毎週、月・火・水・金曜  
(午前10時～午後4時)  
※市役所閉庁日は休み。

**場所** 市役所別館(旧勤労青少年ホーム) 1階消費生活センター

**相談方法** 直接来られるか、電話相談も可です。

※個人情報厳守します。  
☎②1111(内線2323)

「消費生活相談員の派遣」

**内容** 老人会、町内会、婦人会等の会合に出向き、消費者トラブルの事例、解決の方法契約の基礎について講演します。

## (秘密厳守)

## 相談無料

# 宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは毎日、市民の方々のいろいろな相談を受け付けています。お気軽にご相談下さい。※なお相談に関係する書類をご持参下さい。

**講師** 消費生活相談員

講師料は無料です。

**問合せ先** 市商工観光課

☎②1111(内線2326)

## 司法書士無料相談

**日時** 第4木曜日 午後1時～4時(電話相談はできません)

※要電話予約

**場所** 市役所別館(旧勤労青少年ホーム) 1階消費生活センター

※個人情報厳守します。  
☎②1111(内線2326)

## ●電話での相談は

**☎23-3757(代)**

(※電話でのご相談を受けられない場合もあります。)

## ●ファックスでの相談は

**FAX 22-4971**

## ○ふれあい福祉相談員

(10:00～15:00)

- 月曜 西村 敬司
- 火曜 橋本 典子
- 水曜 宮迫 亮平
- 木曜 野村 敏子
- 金曜 本道 紘一

## ○専門相談員

- ・家庭相談 (月・火・木曜日の8:30～17:00) 太田 龍生
- ・婦人相談 (月・水・金曜日の8:30～17:00) 黒田須美子
- ・法律相談 (第3金曜日の13:00～16:00) 萩迫 光洋弁護士  
(受付時間は12:30～15:30まで) 受付順8名まで
- ・成年後見相談 (第1金曜日の13:00～16:00) 熊本県司法書士会  
(祝日の場合は休み)
- ・不動産相談 (完全予約) 熊本県宅地建物取引業協会宇城支部
- ・年金相談 (第1・第3木曜日10:00～15:00) 熊本東年金事務所  
(予約先: 096-367-2503)
- ・行政相談 (第2・第4水曜日10:00～15:00) 行政相談員
- ・介護相談 (予約制) 介護福祉士・介護支援専門員
- ・権利擁護事業相談 (毎週火曜日10:00～15:00) 井上 秋利  
(祝日の場合は休み)
- ・生活困窮者総合相談 (月～金曜日の9:00～17:00) 相談支援員

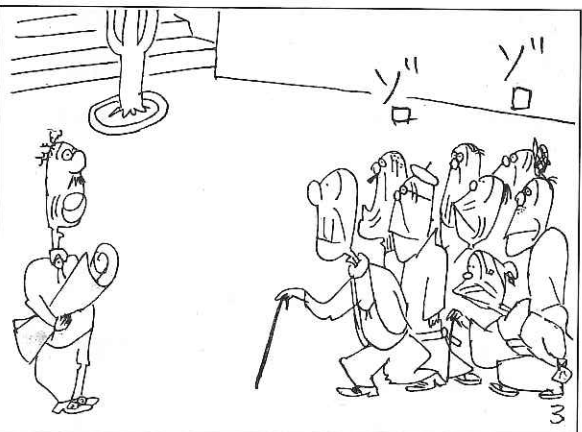
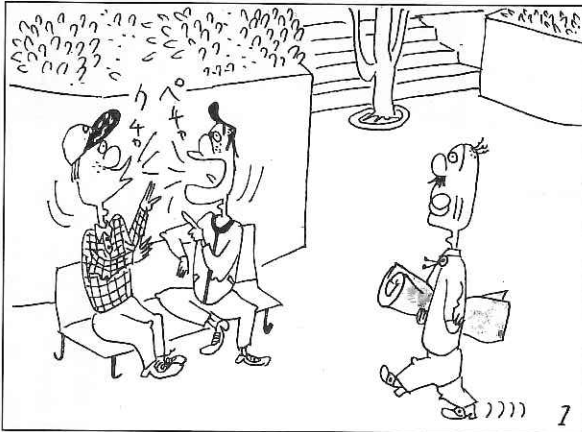
# ふくしがわかるクイズ

パート94

福祉マンガ 和山

## みんないいひと みんないいこと

提供 相模原市社協



次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで回答を官製ハガキに記入の上、ご応募下さい。

① 去る12月6日に、市民会館を中心に第37回歳末助けあい「市民のつどい」が開催されました。これは市民の皆さんのたくさんの方々の善意とご協力により市内に住んでいらつしやる要

援護世帯の方々等への助けあ

い運動の一つとして実施することを目的とし、開催したものです。午前中は、チャリティーバザーが行われ多くの商品が提供され多額の益金がありました。午後からは、市民会館大ホールで、社会福祉功労者の表彰や芸能大会が開かれ、二十八の団体及び個人芸が披露されました。また出演者自身で大切な浄財を募金

されるなどボランティア精神あふれた大会となりました。

この市民のつどいは市社会福祉協議会とも一つの団体との共催で行われました。さてもう一つの団体の名称として正しいのは次のどれでしょうか。

- A 県協同募金会宇土市支会
  - B 県協働募金会宇土市支会
  - C 県共同募金会宇土市支会
- ② 市社会福祉協議会では、宇土ふれあい福祉相談所の中において毎月第1金曜日に熊本県司法書士会のご協力である相談事業を行っています。さてこの相談事業の名称で正しいのは次のどれでしょうか。
- A 青年後見相談
  - B 成年後見相談
  - C 盛年後見相談



〔応募方法〕

官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入の上、〒869-0492 宇土市浦田町44 市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せ下さい。

全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。

※切は4月15日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。(前回の正解は①・B、②・Aでした。)